

特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
(新旧対照条文一覧)

特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)	1
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)	2

改正案	現行
<p>（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例） 第三十八条の十三の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により特許法第百八十四条の五第一項に規定する書面を提出する者が第二十七条の五第二項に規定する磁気ディスクを提出しようとする場合であつて、当該磁気ディスクが特許庁長官に提出されているときは、同項の規定にかかわらず、当該磁気ディスクを提出することを要しない。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例） 第三十八条の十三の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により特許法第百八十四条の五第一項に規定する書面を提出する者が第二十七条の五第二項に規定するフレキシブルディスクを提出しようとする場合であつて、当該フレキシブルディスクが特許庁長官に提出されているときは、同項の規定にかかわらず、当該フレキシブルディスクを提出することを要しない。</p> <p>4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>（取り下げられたものとみなす旨の決定の通知等） 第三十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 出願人は、前項の規定により通知を受けたときは、通知の日から二月以内に、特許庁長官に対し、抗弁書を提出することができる。</p> <p>4（略）</p> <p>（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等） 第五十条の三（略）</p> <p>2 前項に規定する国際出願（特許庁が国際調査をする国際出願に限る。次項において同じ。）をするときは、前項に規定する配列表を特許庁長官が定める方式に従つて記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を、願書に添付しなければならない。</p> <p>3 第一項の配列表について法第六条の規定による命令に基づく補正、法第十一条の規定による補正及び第七十七条第一項の規定による訂正の請求（以下この項及び第八項において「補正等」という。）をときは、特例法第三条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して行つた配列を含む国際出願に係る第一項の配列表についてする場合を除き、当該補正等後の配列</p>	<p>（取り下げられたものとみなす旨の決定の通知等） 第三十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 出願人は、前項の規定により通知を受けたときは、通知の日から一月以内に、特許庁長官に対し、抗弁書を提出することができる。</p> <p>4（略）</p> <p>（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等） 第五十条の三（略）</p> <p>2 前項に規定する国際出願（特許庁が国際調査をする国際出願に限る。）をときは、前項に規定する配列表を特許庁長官が定める方式に従つて記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を、願書に添付しなければならない。</p> <p>3 第二項の規定は、第一項の配列表について法第六条の規定による命令に基づく補正、法第十一条の規定による補正及び第七十七条第一項の規定による訂正をする場合に準用する。この場合において、第二項中「願書に添付しなければならない」とあるのは、「特許庁長官に提出しなければならない」と読み替えるものとする。</p>

表を記録した磁気ディスクを特許庁長官に提出しなければならない。

4 第二項の規定により磁気ディスクを願書に添付するとき又は前項の規定により、若しくは次項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、願書に添付した明細書に記載した配列とその磁気ディスクに記録した配列が同一である旨の陳述書を、その磁気ディスクに添付しなければならない。

5 (略)

6 第三項の規定により、若しくは前項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するとき又は前項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、様式第十五又は様式第十五の二により作成した提出書を当該磁気ディスク又は当該配列表を記載した書面に添付しなければならない。

7 (略)

8 特例法第三条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して行つた配列を含む国際出願に係る第一項の配列表について補正等をするときは、当該補正等後の配列表を記録した磁気ディスクを様式第十五又は様式第十五の二により作成した手続補正書(第七十七条第一項の規定による訂正を請求する場合にあつては、様式第二十六又は様式第二十六の二により作成した訂正請求書)に添付しなければならない。

9~11 (略)

(国際出願等の規定の準用)
第七十条 (略)

4 第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定により磁気ディスクを願書に添付するとき又は次項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、願書に添付した明細書に記載した配列とその磁気ディスクに記録した配列が同一である旨の陳述書を、その磁気ディスクに添付しなければならない。

5 (略)

6 第三項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は前項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面又は磁気ディスクを提出するときは、様式第十五又は様式第十五の二により作成した提出書を当該配列表を記載した書面又は当該磁気ディスクに添付しなければならない。

7 (略)

8~10 (略)

(国際出願等の規定の準用)
第七十条 (略)

254 (略)

5 第五十条の三第四項から第十項までの規定は、塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際出願につき、特許庁長官が審査官に国際予備審査報告を作成させるときに準用する。

(国際事務局に対する手数料の金額)

第八十条 法第十八条第三項の経済産業省令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる金額とする。

一 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者 次のイに定めるところにより算定した国際出願手数料の金額。ただし、次のロ又はハに該当する場合には、当該イに定めるところにより算定した金額からそれぞれロ又はハに定める金額を減額をした金額

イ 国際出願に係る書類の用紙の数(八に掲げる場合にあつては、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。))第十条の二の規定により電子計算機に入力した事項を書類の用紙に換算した数。以下この条において同じ。)が三十枚以内の場合にあつては、千三百三十五イス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては、当該金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に三十枚を超える用紙の数(第五十条の三第一項の規定による配列表を含む国際出願(八に掲げる場合で

254 (略)

5 第五十条の三第四項から第九項までの規定は、塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際出願につき、特許庁長官が審査官に国際予備審査報告を作成させるときに準用する。

(国際事務局に対する手数料の金額)

第八十条 法第十八条第三項の経済産業省令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる金額とする。

一 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者 次のイに定めるところにより算定した国際出願手数料の金額。ただし、次のロ又はハに該当する場合には、当該イに定めるところにより算定した金額からそれぞれロ又はハに定める金額を減額をした金額

イ 国際出願に係る書類の用紙の数(八に掲げる場合にあつては、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。))第十条の二の規定により電子計算機に入力した事項を書類の用紙に換算した数。以下この条において同じ。)が三十枚以内の場合にあつては、千三百三十五イス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては、当該金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に三十枚を超える用紙の数(第五十条の三第一項の規定による配列表を含む国際出願(八に掲げる場合で

あつて、当該配列表を特例法施行規則第十九条の二で定める方法により提出するものに限る。）にあつては、当該配列表の用紙の数を除く。）を乗じて得た金額を加算した金額

口・八（略）

二（略）

あつて、当該配列表を特例法施行規則第十九条の二で定める方法により提出するものに限る。）にあつては、当該配列表の用紙の数が四百枚を超えるときはその用紙の数を四百枚とみなす。）を乗じて得た金額を加算した金額

口・八（略）

二（略）